

## 議員提出第3号議案

### 議会の議員の期末手当の特例に関する条例

#### 1 提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響は、現在、全ての県民の日常生活や経済活動等に及んでいる。また、医療従事者をはじめとする関係者の方々は、医療崩壊を防ぎ、県民の命を守るため、昼夜を分かたずご尽力いただいている。

県議会議員としても、このような県民の生活実態、及び厳しい県の財政状況を重く受け止め、県民の皆様と共に解決に向けて一丸となって対処すべきであるとの認識のもとに、令和2年6月の期末手当を支給しないこととするため、必要な事項を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

令和2年6月の期末手当は、支給しない。

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。